

# 障がい状態のご確認について

所定の障がい状態に該当した場合、  
次のお取扱いの対象となる可能性があります。

## 傷害保険金・身体障がいによる保険料の払込免除

### 確認 1

ケガを原因とするお身体の状態について 当てはまるものに  を チェック 入れてください。

#### 眼

- 1 両眼が失明している
- 2 両眼の視力(矯正をした状態)の合計が0.12以下
- 2 片眼が失明している
- 3 両眼の視野が狭まっている、または視野に欠損がある
- 3 両眼で見たときにものが二重に見える

#### 耳

- 2 両耳の聴力を失っている
- 2 40cmを超えると話し声を理解できない
- 3 片耳の聴力を失っている
- 3 内耳の平衡機能障害により、まっすぐ歩けない

#### 鼻

- 3 両側の鼻呼吸が困難である、または嗅覚を失っている

#### 口

- 1 音声または言語を失っている
- 1 流動食以外のものをとることができない
- 2 身振り、書字をしなければ、言語によって意思疎通することができない
- 2 粥食程度の飲食物しか食べられない
- 3 味覚がない

#### 精神、神経または胸腹部臓器

- 1 終身常に介護を要する(常時寝たきり・歩行できない・食べ物を口に運べない・排せつができない等)
- 2 日常生活動作が家庭内に限られる、または軽易な労務しかできない

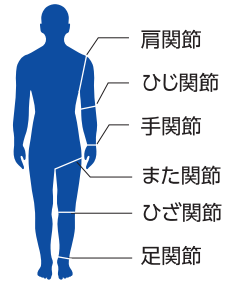
#### 脊柱

- 2 衣類を着用しても明らかに脊柱の奇形がわかる
- 2 脊柱の運動範囲が通常半分までしか動かない

続いて裏面をご確認ください →

## 上肢および下肢

- 1** 次の●のいずれか2つ以上に該当する  
1つの状態が両腕または両脚にある場合は2つに該当します。  
また、2つの状態が同一の片腕または片脚にある場合は、1つの状態のみに該当するものとします。
- 片腕を手首から肩までの間のいずれかの部分から失っている
  - 片腕のすべての関節がほとんど動かない
  - 片脚を足首から脚の付け根までの間のいずれかの部分から失っている
  - 片脚のすべての関節がほとんど動かない



- 2** 片腕を手首から肩までの間または片脚の足首から脚の付け根までのいずれかの部分から失っている
- 2** 片腕または片脚の関節のうち2関節以上が固まって、ほとんど動かない
- 3** 片腕または片脚の関節のいずれかが固まって、通常の半分までしか動かない
- 3** 片腕または片脚のいずれかの関節に人工骨頭もしくは人工関節を挿入している
- 3** 片腕または片脚に仮関節(偽関節)を残している
- 3** 骨折等により、脚の長さが3cm以上短くなった

## 手指および足指

- 2** 片手の親指と人差し指、または3手指以上(親指か人差し指のどちらか含む)を失っている
- 2** 片手の4手指、または3手指(親指か人差し指のどちらか含む)の指関節が固まって、通常の半分までしか動かない
- 2** 10足指を失ったもの、または10足指の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 2** 10足指のうち一部を失い、かつ、他の足指の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 3** 片手のいずれか1手指以上を失っている
- 3** 片手の親指か人差し指、または2手指以上の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 3** 片足の親指、またはそれ以外の足指4本を失っている
- 3** 片足の親指を含む3本以上の指関節が固まって、通常の半分までしか動かない



↓  
 チェック  
**確認1** で  が1つ以上ついた場合に **確認2** にお進みください。

**確認2** 次のすべてに該当する場合「**傷害保険金・身体障がいによる保険料の払込免除の対象**」となる可能性があります。

下記①と②に**該当**する

- ① お身体の状態は不慮の事故によるケガが原因である
- ② お身体の状態が固定していて今後回復の見込みがない

**1 2** のいずれか1つ以上に該当する

**傷害保険金※・  
身体障がいによる保険料の払込免除**

**3** の1つ以上に該当する

**傷害保険金※**

※災害特約、介護特約、傷害特約、疾病傷害特約、無配当災害特約を付加している方が対象になります。

<ご注意> 約款に該当しない場合など、保険金等の支払対象外とさせていただきます。

**対象の方は  
担当者、お近くの郵便局またはかんぽ生命の支店に  
「必要書類」をご提出ください**

必要書類については、  
**別紙「必要書類等について」**をご確認ください。

# 障がい状態のご確認について

所定の障がい状態に該当した場合、  
次のお取扱いの対象となる可能性があります。

## 重度障がいによる保険金・保険料の払込免除

**確認1** お身体の状態について<sup>チェック</sup>当てはまるものにを入れてください。

- 両眼が失明している
- 音声または言語を失っている
- 流動食以外のものをとることができない
- 終身常に介護を要する（常時寝たきり・歩行できない・食べ物を口に運べない・排せつができない等）
- 次のいずれか2つ以上に該当する

1つの状態が両腕または両脚にある場合も該当します。

また、2つの状態が同一の腕または脚にある場合は、1つの状態のみに該当するものとします。

- 片腕を手首から肩までの間のいずれかの部分から失っている
- 片腕のすべての関節がほとんど動かない
- 片脚を足首から脚の付け根までの間のいずれかの部分から失っている
- 片脚のすべての関節がほとんど動かない



**確認1** で<sup>チェック</sup>が1つ以上ついた場合に **確認2** にお進みください。

**確認2** 次のすべてに該当する場合「**重度障がいによる保険金・保険料の払込免除の対象**」となる可能性があります。

下記①と②に**該当**する

- ① お身体の状態は病気・ケガが原因である
- ② お身体の状態が固定していて今後回復の見込みがない

<ご注意> 約款に該当しない場合など、保険金等の支払対象外とさせていただく場合がございます。

対象の方は  
担当者、お近くの郵便局またはかんぽ生命の支店に  
「必要書類」をご提出ください

必要書類については、  
別紙「**必要書類等について**」をご確認ください。